

## 西都市広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西都市広告掲載取扱要綱（平成19年西都市告示第239号。以下「要綱」という。）に基づき、市が発行する広報紙「広報さいと」の広告掲載の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の掲載数は2枠とし、掲載位置は市が指定した位置とする。

2 広告1枠の大きさは、縦45mm、横175mm（罫線幅含む）とする。

3 広告の印刷色は、黒1色又は4色カラーとする。

4 広告のデータ形式は、PDF形式とする。

5 広告には、市が指定する位置に、罫線で囲み、広告と表示するものとする。

6 広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、1枠当たり1回5,500円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

(広告掲載回数)

第4条 広告は、広報さいと発行ごとを単位とし、当該年度に12回を上限に、複数回掲載することができる。

(広告掲載料の還付)

第5条 要綱第11条ただし書きの規定により還付する広告掲載料の額は、第3条に規定する広告掲載料に広告掲載できなかった回数に乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月10日から施行する。